

本日の会議に付した事件

令和6年第2回山元町議会定例会（第1日目）

令和6年6月6日（木）午前10時

議員の追悼

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 副議長の選挙
- 日程第 4 議席の決定
- 日程第 5 議会広報広聴常任委員の選任
- 日程第 6 互理名取共立衛生処理組合議会議員の選挙
- 日程第 7 提出議案の説明
- 日程第 8 議案第23号 山元町茶室条例

追加日程第1 伊藤貞悦君の議会運営委員辞任の件

追加日程第2 議会運営委員の選任の件

午前10時00分 開 議

議 長（菊地康彦君）ただいまから、令和6年第2回山元町議会定例会を開会します。

議 長（菊地康彦君）この際、御報告を申し上げます。

副議長岩佐哲也君が、去る5月20日にご逝去されました。まことに哀悼、痛惜の極みに堪えないところでございます。

岩佐哲也君は町議会議員として4期に及んでいたところでございますが、その間、議会議長や監査委員などの要職を歴任され、山元町町政の発展に尽くされたその多大なる功績はご承知のとおりでございます。

ここに同僚議員を代表して、1番竹内和彦君から追悼演説の申出があります。

この際、これを許可します。1番竹内和彦君、ご登壇願います。

1番（竹内和彦君）はい、議長。お別れの言葉。

本日ここに令和6年第2回山元町議会定例会の開催に当たり、故岩佐哲也副議長に謹んでお別れの言葉を申し上げます。

先月、5月20日の夕方、突然の訃報を耳にし、我が耳を疑いました。いかに天命とは申せ、あまりにもはかなくあまりにも悲しく、そしてあまりにも残念でなりません。いまだに信じられない思いであります。

思い起せば13年前の東日本大震災の年であります。我が町の未曾有の災害、惨状を目の当たりし、1日も早い復旧、そして創造的復興を目指していかねばならないと使命に燃えてともに町議会議員となりました。以来、13年間、常に同志として議会活動に尽力されました。山積する課題に敢然と立ち向かい、熱意と知恵、そして行動力、決して安易に妥協することなくひたすら己の信念を貫き、その手腕を発揮されました。これ

まで言葉で言い尽せないほどであります。

ありがとうございました。哲也さん、大変お疲れさまでした。安らかにお眠りください。これまでの感謝と哀悼の意をささげ、お別れの言葉といたします。

令和6年6月6日

議員代表 竹内和彦

議長（菊地康彦君）ここで、岩佐哲也君のご冥福を祈り、謹んで1分間の黙禱をささげます。

全員、ご起立ください。

黙禱。

[1分間の黙禱]

議長（菊地康彦君）お直りください。

黙禱を終わります。ご着席願います。

議長（菊地康彦君）これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

[議事日程は別添のとおり]

議長（菊地康彦君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定により、11番岩佐孝子君、1番竹内和彦君を指名します。

議長（菊地康彦君）日程第2．会議の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期はお手元に配付の会期日程（案）のとおりです。本日から6月13日までの8日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日から6月13日までの8日間に決定しました。

議長（菊地康彦君）この際、暫時休憩といたします。再開は10時30分、10時30分であります。

午前10時10分 休憩

午前10時30分 再開

議長（菊地康彦君）休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（菊地康彦君）日程第3．副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

[議場閉鎖]

議長（菊地康彦君）ただいまの出席議員数は12名です。

次に立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に5番大和晴美君、6番渡邊千恵美君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

議長（菊地康彦君）投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）配付漏れなしと認めます。

念のため、申し上げます。投票は単記無記名です。

議長（菊地康彦君）投票箱を点検します。

〔投票箱の点検〕

議長（菊地康彦君）異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

事務局長（佐山 学君）はい、議長。それでは、議席順に呼び上げます。

〔点 呼〕

〔投 票〕

議長（菊地康彦君）投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

議長（菊地康彦君）続きまして、開票を行います。

5番大和晴美君、6番渡邊千恵美君は開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

議長（菊地康彦君）それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数 12票

有効投票 7票

無効投票 5票です。

有効投票のうち

7番伊藤貞悦君 4票

11番岩佐孝子君 3票

以上のとおりです。

この結果、この選挙の法定得票数は2票です。したがって、有効投票の最多得票数を獲得した7番伊藤貞悦君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開場〕

議長（菊地康彦君）ただいま副議長に当選されました伊藤貞悦君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

この際、副議長に当選された伊藤貞悦君をご紹介します。伊藤貞悦君、登壇の上、就任の挨拶をお願いします。

副議長（伊藤貞悦君）はい、議長。ただいま、心の中は複雑でございます。投票の結果、4対3というふうなことで、信任されたのか否か、なかなかすっきりとした気分ではございませんが、ルールはルールですのでこの結果を厳粛に受け止めて、副議長としての大任を今後議長を補佐しながら、そして議員の皆様のご協力を頂きながらこの山元町議会を前に進めていきたいというふうに考えておりますので、これからも皆様のご協力なしには運営できませんのでぜひご協力していただき、是は是、非は非、各自自分の意見は自分の意見として申し述べていただき、決まったことについてはその決まったことにさらに意見があればルール上の規則にのっとりやっただいて、自分の考えを述べて、最終的に出た方向についてはみんなで力を合せてやっただけ、そのような議会を進めていきたいというふうに考えておりますので、非常に微力ではありますが4票という力を基にこれから1票1票積み重ねて前に進んでいきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いをしたいと思っております。

以上、決意の表明とともに皆様へのご協力をお願いをして就任の挨拶にかえさせていただきます。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

議長（菊地康彦君）日程第4．議席の指定を行います。

今回、副議長の選挙に伴い会議規則第3条第3項の規定により議席の一部を変更します。

副議長に当選された伊藤貞悦君の議席を12番にし、7番を空席といたします。

議長（菊地康彦君）この際、暫時休憩といたします。再開は11時35分であります。11時35分再開であります。

午前10時53分 休憩

午前11時35分 再開

議長（菊地康彦君）休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（菊地康彦君）日程第5．議会広報広聴委員の選任を議題とします。

お諮りします。

議会広報広聴常任委員に伊藤貞悦君を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、伊藤貞悦君を議会広報広聴常任委員に選任することに決定しました。

議長（菊地康彦君）お諮りします。

伊藤貞悦君の議会運営委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。よって、伊藤貞悦君の議会運営委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

議長（菊地康彦君）追加日程第1．伊藤貞悦君の議会運営委員辞任の件を議題とします。
地方自治法第117条の規定によって、伊藤貞悦君の退場を求めます。

〔12番 伊藤貞悦君 退場〕

議長（菊地康彦君）本日、伊藤貞悦君から副議長就任の理由により議会運営委員を辞任したいとの申出があります。

お諮りします。

本件は申出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。よって、伊藤貞悦君の議会運営委員の辞任の件を許可することに決定しました。

議長（菊地康彦君）伊藤貞悦君の入場を求めます。

〔12番 伊藤貞悦君 入場〕

議長（菊地康彦君）お諮りします。

議会運営委員の選任を日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。よって、議会運営委員の選任を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

議長（菊地康彦君）追加日程第2．議会運営委員の選任を議題とします。

お諮りします。

議会運営委員に丸子直樹君を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。よって、ただいま指名しましたとおり丸子直樹君を議会運営委員に選任することに決定しました。

議長（菊地康彦君）この際、暫時休憩といたします。再開は13時30分、13時30分といたします。

午前11時40分 休憩

午後 1時30分 再開

議長（菊地康彦君）休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の副委員長が選任されましたので、その結果を報告します。
議会運営委員会の副委員長に5番大和晴美君、以上のとおり選任されました。

議長（菊地康彦君）日程第6．互理名取共立衛生処理組合議会議員の選挙を議題とします。

お諮りします。

選挙の方法は地方自治法第118条第2項並びに山元町議会先例52番及び54番の規定により指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）よって、選挙の方法は指名選挙で行うことに決定しました。

議長（菊地康彦君）お諮りします。

指名推選の指名は議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

議長（菊地康彦君）互理名取共立衛生処理組合議会議員に4番丸子直樹君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した丸子直樹君を互理名取共立衛生処理組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。ただいま指名しました丸子直樹君が互理名取共立衛生処理組合議会議員に当選されました。

議長（菊地康彦君）ただいま互理名取共立衛生処理組合議会議員に当選されました丸子直樹君が議場におられますので、山元町議会会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

議長（菊地康彦君）この際、互理名取共立衛生処理組合議会議員に当選された丸子直樹君を紹介いたします。登壇の上、挨拶をお願いします。

4番（丸子直樹君）はい、議長。ただいま当選いたしました丸子直樹です。同僚議員の3名とともに精いっぱい務めてまいりたいと思いますので、これからよろしくをお願いします。

議長（菊地康彦君）この際、暫時休憩といたします。再開は13時45分、13時45分であります。

午前 1時33分 休憩

午後 1時45分 再開

議長（菊地康彦君）休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議長諸報告を行います。

議長諸報告はお手元に配付のとおりであります。

議長諸報告を終わります。

議長（菊地康彦君）続いて副町長佐藤兵吉君から、4月1日付の人事異動に伴う課長の紹介をしたい旨の申出がありますので、山元町議会先例33番により発言を許します。副町長佐藤兵吉君、自席にて紹介願います。

副町長（佐藤兵吉君）はい、議長。それでは令和6年度初めての議会定例会となりますので、私から去る4月1日付の定期人事異動の発令に伴い執行部側説明員に変更がありましたので、変更となった課長職について紹介をさせていただきます。

初めに、議員の皆様から見て左側2列目、企画財政課長大和田 敦でございます。商工観光交流課長からの異動でございます。

次に、右側2列目、商工観光交流課長桔梗俊幸でございます。議会事務局長からの異動でございます。

以上、変更となった課長職をご紹介申し上げました。どうぞよろしく願いいたします。

議長（菊地康彦君）これで4月1日付の人事異動に伴う課長の紹介を終わります。

議長（菊地康彦君）日程第7. 提出議案の説明を求めます。

この際、今定例会に提出された議案等28件を山元町議会先例66番により一括議題といたします。

町長橋元伸一君、登壇願います。

町長（橋元伸一君）提案理由をご説明申し上げます前に、去る5月20日に急逝されました前副議長岩佐哲也様に対しまして哀悼の誠をささげたいと存じます。

岩佐前副議長におかれましては平成23年の初当選以来、約13年間にわたり町政の発展と住民福祉の向上にご尽力を賜わり、改めて深甚なる敬意と感謝を申し上げます。このたびの突然の訃報はまことに残念であり、悲しみに堪えません。心から永久の安らかなるご冥福をお祈り申し上げます。

それでは提案理由を申し上げます。

本日ここに令和6年第2回山元町議会定例会が開会され、各種提出議案をご審議いただくに当たり各議案の概要等をご説明申し上げますので、議員各位のご理解を賜わりますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、最近の町政運営等の取組についてご報告申し上げます。

初めに、能登半島地震に係る被災自治体への支援についてですが、被災地のマンパワー不足を支援するため、応急対策職員派遣制度に基づき、今年2月対口支援先の石川県能登町に対し避難所運営支援業務に従事するため職員2名を9日間にわたり派遣したほか、翌3月にも住家の被害認定調査に職員2名を派遣するなど、被災地の一日も早い復興に向け継続して支援を実施してまいりました。また、今年度も石川県などからの職員派遣の依頼に応じ総務課付主査1名を石川県穴水町に約1年間派遣することを決定し、去る4月3日に壮行式を執り行い、同月8日に着任しております。業務につきましては被災家屋の公費解体業務に従事しており、本町の代表として震災の経験や知識を生かし恩返しも兼ねて頑張りたいと送り出したところであります。町といたしましては、

引き続き県などと連携し被災自治体への各種支援を実施してまいりたいと考えております。

次に、地域おこし協力隊についてですが、人口減少と少子高齢化が駆け足で進む中、新たな視点と柔軟で自由な発想力、熱意と行動力を有する若い力を活用し、持続可能な活力あるまちづくりにつなげるため、去る4月1日に4名の協力隊員を委嘱し町内各所で活動を展開しております。また同月27日に開催した地域住民との相互交流を目的とした着任イベントには、地域住民や事業者、活動団体など30人を超える方々にご参加いただき、改めてこの取組に対する町民の関心の高さを実感したところであります。町といたしましては、隊員の活動目標が一日も早く具現化できるよう引き続き支援するとともに、SNSや広報やまもと等を通じ定期的に隊員の活動をお知らせしてまいりたいと考えております。

次に、災害から町民の生命・身体・財産を保護するとともに被害を軽減し、社会秩序を維持するため災害に対する予防対策や復旧・復興対策などを定める山元町地域防災計画についてですが、先月15日、関係者で構成する山元町防災会議において改定した計画を承認いただいたことから、本会議に議案として上程しております。

本計画は平成26年に東日本大震災を教訓とした改定を行って以降、今日まで運用してまいりましたが、その後の防災関係法令の改正や各種感染症対策への対応、一昨年5月に県から公表された津波浸水想定の影響など様々な視点や社会情勢等の変化を加味するため、町民の皆様からのご意見も踏まえながら全面的な改定を行ったものであります。町といたしましては、本計画に基づき近年激甚化・頻発化する自然災害に備えるため、引き続き防災対策や訓練等に取り組み町民の安全安心の確保に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、やまもと夢いちごの郷についてですが、4月13日から14日にかけていちごフェア、先月25日から26日には第3回ふれあい市が開催され、感謝価格で販売された完熟イチゴや本町ならではの商品を求める多くのお客様により大盛況のうちに幕を閉じたところであります。また、オープンから5年3か月が経過した先月12日には累計の来場者数が300万人に達し、記念すべき300万人目となったご家族へ私から記念品としてやまもとブランド認証品をはじめとする地場産品の詰め合わせをお送りしております。引き続き直売所を町の魅力発信の拠点とし、交流人口の拡大とにぎわいの創出に鋭意取り組んでまいります。

続いて、町内における道路等整備事業の動向について申し上げます。

初めに国が実施する事業ですが、日常的な維持管理のほか、国道6号、JAみやぎ亘理山下支所周辺の路肩及び歩道の沈下対策、かさ上げを実施する予定と伺っております。また県が実施する事業については、日常的な維持管理のほか県道角田山元線久保間地内における道路のり面保護工事を実施予定と聞き及んでおります。

次に町発注の事業についてですが、つばめの杜地区周辺道路や上平浜原線を中心に工事を予定しており、本議会において上平浜原線における契約議案を上程しております。事業の推進、実施に向け引き続きご理解とご協力を賜われますようよろしくお願い申し上げます。

次に、本町の貴重な文化財である町指定文化財大條家茶室の修復等工事についてですが、現在は茶室本体の基礎工事が完了しており、今後は土台の据付けと腐朽した柱の修

復等を進める予定であります。施設の完成は今年秋ごろを見込んでおり、修復後は本格的な茶会や文化的事業の実施、地域交流の場として積極的に活用してまいりたいと考えております。

次に、にぎわいと活気に満ちたまちづくりを目指し施設の老朽化対策と駐車場不足の解消、さらには魅力の向上を図るため施設全体のリニューアルを行う深山山麓少年の森拡張改修工事についてですが、現在は拡張エリアの表土撤去や施設整備に伴う支障木の伐採等に着手しており、今後は拡張エリアに暗渠管を敷設し盛土工事を行うとともに、BMXコースの改修工事等に着手してまいります。工事期間中は少年の森施設外への立入りを規制しておりますが、深山への登山や駐車場の利用は可能としております。引き続き、来年夏のリニューアルオープンに向け鋭意工事を進めてまいります。

次に、令和3年2月の福島県沖地震で被災し新築復旧工事が進められていた亘理山元商工会山元事業所についてですが、復旧工事が完了し、今月4日開所式が開催されました。式典には県議会議員や亘理町長をはじめ、亘理・山元両町の議長、さらには施設の完成を待ち望んでいた商工会関係者の方々など多くの皆様にご出席をいただき、施設の完成をともに祝ったところであります。新たな山元事務所の開設により地域の活性化がさらに強化されるとともに、地域経済の持続的な発展に向けての拠点になるものと考えており、町といたしましても引き続き積極的に連携を図ってまいりたいと考えております。

最後に、夏の風物詩として定着した第7回やまもとひまわり祭りについてですが、今年も株式会社やまもとファームみらい野や一般社団法人まちづくりやまもとのご協力の下、山元東部地区に広がる約7.6ヘクタールの農地を会場に来月下旬から8月上旬にかけて開催する予定であります。具体的な開催期間についてはヒマワリの生育状況により決定することとしておりますので、確定次第、改めてお知らせをいたします。

以上、最近の町政運営等に係る主な取組についてご報告申し上げます。引き続き誰もが安全安心に暮らし希望を持ち笑顔が輝く。誰一人として取り残さない町民が主人公の町山元町を実現するため、町民の皆様の声をお聞きしながら全力で取り組んでまいりますので、議員各位におかれましてもこれまで以上のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、本定例会においてご審議をいただく各議案の概要について順を追ってご説明申し上げます。

初めに報告第2号についてであります。東日本大震災による復興事業として整備したイチゴ団地に関しましては、関係者との間で各種の契約を締結しておりますが、土地利用権を再設定するに当たり、施設所有者である町への申入れに対しその回答に遅延が生じたこと等について相手方と和解し、賠償額を決定したので報告するもの。

報告第3号から5号については、中浜滝の前線道路改良工事、亘理用水路東線道路改良工事及び南山下線道路改良工事について施工数量等に軽微な変更が生じたことから、変更契約を締結したので報告するもの。

報告第6号繰越明許費繰越計算所については、さきの第1回議会臨時会及び第1回議会定例会でご可決賜りました令和5年度一般会計補正予算の繰越明許費について令和6年度に繰り越したので報告するもの。

報告第7号事故繰越繰越し計算所については、防火貯水槽撤去事業及び地域防災計画

改定事業において地権者や関係機関との調整等により事業が完了できなかったため、令和6年度に事故繰越ししたので報告するものであります。

次に急施専決処分（地方自治法第179条第1項）に係る承認議案について申し上げます。

承認第2号及び3号については、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い山元町町税条例及び山元町国民健康保険税条例の一部を改正し、4月1日から施行する必要があったもの。

承認第4号については、東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴い、山元町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正し、4月1日から施行する必要があったもの。

承認第5号については、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者に係る国民健康保険税の減免に要する費用の財政支援が延長されたことから、東日本大震災に伴う山元町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正し、4月1日から施行する必要があったもの。

承認第6号については、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴い、山元町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正し、4月19日から施行する必要があったもの。

承認第7号については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令等の施行に伴い、山元町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正し、4月1日から施行する必要があったもの。

承認第8号令和5年度山元町一般会計補正予算（専決第3号）については、3款民生費において自立支援介護訓練等給付費に不足が生じたことから、給付実績に基づき予算を増額するため補正予算として専決処分したもの。

承認第9号令和5年度山元町一般会計補正予算（専決第4号）については、年度末を迎え決算額が確定した町税や地方交付税、人件費など予算額と決算見込額に乖離のある予算について実質収支の規制水準化等を図るため、既定予算額との差額分を精算するため補正予算として専決処分したもの。

承認第10号令和5年度水道事業会計補正予算（専決第1号）については、年度末に道路管理者、町道、県道が発注した工事に伴う水道施設の調整撤去などが集中し、修繕費に不足が生じたため補正予算として専決処分したものであります。

次に、予算外の議決議案について申し上げます。

議案第23号山元町茶室条例については、大條家茶室^{しくんてい}此君亭の設置及び管理に関する条例を新たに制定するもの。

議案第24号から26号については、地方自治法の改正の趣旨を踏まえ会計年度任用職員に勤勉手当を支給するとともに、任期付職員の職責や従事する業務内容との均衡を図る観点から、任期付職員の期末勤勉手当の支給月数の見直しを行うため、所要の改正を行うもの。

議案第27号山元町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例については、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同施行令の一部が改正されたことから所要の

改正を行うもの。

議案第28号山元町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例については、新山下駅周辺地区に係る山元都市計画地区計画に沿道住宅地区を追加するため、所要の改正を行うもの。

議案第29号山元町地域防災計画については、計画の改定に当たり議会の議決を求めるもの。

議案第30号については、上平浜原線道路改良工事に係る工事請負契約を締結するに当たり議会の議決を求めるもの。

議案第31号宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、今年12月2日以降、現行の被保険者証が発行されなくなることに伴い同広域連合の規約を変更することについて、協議をするため議会の議決を求めるものであります。

続いて、補正予算関係議案についてご説明申し上げます。

議案第32号令和6年度山元町一般会計補正予算（第1号）案についてですが、主なものについてご説明申し上げます。

初めに、各款に計上しております人件費につきましては地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の施行に伴い、今年度から会計年度任用職員に勤勉手当を支給することとなったことから、職員手当等の増額を行うとともに、町任期付職員についても職責や従事する業務内容の均衡を図る観点から、期末勤勉手当の見直しを行ったものであります。また、国のデフレ完全脱却のための総合経済対策等に基づく低所得者支援策並びに所得税・住民税に係る定額減税事業については、町税の減収見込み額及び減収補填分として交付される地方特例交付金の増額を見込むとともに、定額減税前の税額が減税可能額に満たない世帯に対し差額を給付する定額減税調整給付金をはじめ、各種支援策に係る経費として総額約1億6,200万円を追加措置しております。そのほか、町の喫緊の課題である待機児童対策の解決を図るべく、来年度から幼保連携型認定こども園に移行する町内の私立幼稚園に対し町独自の支援を行うための経費を計上したほか、スマートフォン等で各種行政手続が実施できるようにするための経費や、65歳以上の高齢者等への新型コロナウイルスワクチン接種費用に対する助成金など、国県補助金の内示額に起因する経費等を計上しております。

次に特別会計の予算案について申し上げます。

議案第33号令和6年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）案については、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、職員手当等の増額を行うとともに今年12月2日からマイナンバーカードと健康保険証が一体化されることに伴い、マイナンバーカードを持っていない被保険者に対し資格確認書等を発行できるようシステム改修経費を追加措置するもの。

議案第34号令和6年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）案については、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、職員手当等の増額を行うものであります。

以上、令和6年第2回山元町議会定例会に提出しております議案の概要についてご説明申し上げましたが、各種議案等の細部につきましてはさらに関係課長等に説明させていただきますので、ご審議の際にはご可決を賜われますようよろしくお願い申し上げます。

なお、今会期中に町民バス等運行事業に係る財産の取得について追加提案する予定で

ありましたが、今月3日に指名競争入札を執行した結果、不調となったことから追加提案は行えないこととなりましたので、ご報告をいたします。なお、要件が整い次第、後日改めて契約議案をご提案いたしますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

議長（菊地康彦君）以上で提出議案の説明を終わります。

議長（菊地康彦君）日程第8．議案第23号を議題とします。

本案について説明を求めます。

生涯学習課長（伊藤孝浩君）はい、議長。議案第23号山元町茶室条例についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、町の歴史及び文化を後世へ継承するとともに文化活動を行う場を提供することにより、町民の文化の向上に資することを目的に大條家茶室此君亭を設置する条例を制定するため地方自治法の規定に基づき提案するものであります。

資料No.10 条例議案の概要及び条例案新旧対照表をご覧ください。

1 制定内容についてですが、大條家茶室此君亭の設置に関し必要な事項を定めるものであります。

2 条文の構成についてですが、第1条については施設の設置について定めるもの。第2条については施設の名称及び位置について定めるものでありまして、名称については大條家茶室此君亭、位置については山元町坂元字館下119番地の2であります。第3条については茶室の使用許可に関する事項、使用を許可しない場合の事項を定めるもの。第4条については茶室の使用許可の取消事項、使用停止事項について定めるもの。第5条については茶室使用に係る使用料や正当な理由がない限り使用料を返還しないことを定めるもの。第6条については公益上必要があると認めるときは使用料を減免することを定めるもの。第7条については使用者が施設または施設の設備等を棄損滅失したときの損害賠償の義務を定めるもの。第8条から10条については施設の適正かつ最も効果的な運用を行うため必要と認めるときは指定管理者を指定し、その管理、業務範囲、管理基準を定めるもの。第11条については指定管理者に管理を行わせる場合、当該条文に関する読替え規定を定めるもの。第12条については条例施行に関し必要な事項は規則で定めるものであります。

3 施行期日は公布の日となります。

4 暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限について附則第2項で定めておりますが、山元町暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例の別表に山元町茶室条例を追加し、茶室の使用に関して暴力団の利益となる場合使用の許可をしないなどの制限をするものであります。

以上で議案第23号の説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。―― 質疑はありますか。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。これはいずれ詳しく後で審査されるのかと思いますが、ちょうどこの条例提案するに当たって規則の対応、扱いはどうなっているのかをお伺いいたします。

生涯学習課長（伊藤孝浩君）はい、議長。規則につきましては条例で定めたものに関する詳細事項等、あとは管理運営のほうの詳細の事項を規定するものとなりまして、そちらについて

は規定する予定となっております。

以上です。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。我々審査に多分混ざりたいと思うんだけど、最終的にこれを判断する以上、規定の中身も確認しないとなかなか判断難しいのではないかと思うところから確認したわけなんですけど、現在これを提案するに当たって規則というものはまだできていないということで受け止めてよろしいのかどうか確認します。

生涯学習課長（伊藤孝浩君）はい、議長。規則につきましては、こちらについては条例と一緒に制定予定となっております。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。今のちょっとよくわからなかったんだけど、現時点であるかないかということの確認したんですけども、それはないということでもいいんですか、というのは、俺たち最終的に何を見て判断しなくちゃいけないここに明確に規則で定めるものというふうに証言していることからの確認だったんですけど、今のことで何とか状況が分かりました。それでいいかどうかまだいざ今日判断ではないようですから以上です。

議長（菊地康彦君）そのほか、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第23号については、山元町議会会議規則第38条第1項の規定により産建教育常任委員会に付託し、会期中の審査にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第23号については産建教育常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

議長（菊地康彦君）以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は6月10日月曜日午前10時開議であります。

午後2時16分 散会
